

平成26年第5回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成26年5月19日

開会

日程第1 平成26年第4回瑞穂市教育委員会定例会及び平成26年第2回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（訴えの提起：学校給食費請求事件）

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（和解：学校給食費請求事件）

日程第6 議案第23号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について

日程第7 議案第24号 瑞穂市学校評議員の委嘱について

日程第8 議案第25号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

日程第9 意見聴取 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について

日程第10 意見聴取 瑞穂市文化協会補助金交付要綱の制定について

日程第11 その他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成26年 月 日（ ）午後 時 分から

閉会

報告第1号

専決処分の報告について（訴えの提起：学校給食費請求事件）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙  
のとおり専決処分したので、瑞穂市教育委員会に報告する。

平成26年5月19日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

専決第6号

専 決 処 分 書

次のとおり学校給食費の支払いを求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年5月1日

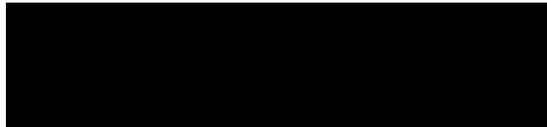
瑞穂市長 堀 孝 正

1 事件番号及び事件

岐阜簡易裁判所 平成26年（ハ）第172号

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方



3 訴えの趣旨

相手方に対し、滞納学校給食費及びその申立手続費用の支払いを求め、訴えを提起するもの。

4 訴えの理由

市が実施した学校給食費に関する支払督促の申立てに対して相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、相手方に対し、滞納学校給食費とその申立手続費用を合わせて支払えとの判決を求めて訴えの提起があったものとみなされるもの。

5 訴えの対象債権等

265,500円

（内訳 滞納学校給食費262,100円及びその申立手続費用3,400円）

6 事件に関する取扱い

本件については、訴え又は反訴を提起し、必要に応じ、控訴し、上訴し、和解し、反訴につき応訴し、又は訴えを取り下げ、強制執行申請をし、訴訟費用の確定、決定、同支払命令の申立てその他の必要な措置を行うものとする。

なお、本件にかかる一切の訴訟行為を市長又は市長の委任する者に行わせる。

専決第7号

専 決 処 分 書

次のとおり学校給食費の支払いを求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年5月1日

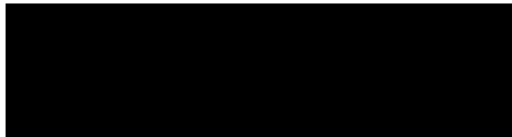
瑞穂市長 堀 孝 正

1 事件番号及び事件

岐阜簡易裁判所 平成26年（ハ）第160号

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方



3 訴えの趣旨

相手方に対し、滞納学校給食費及びその申立手続費用の支払いを求め、訴えを提起するもの。

4 訴えの理由

市が実施した学校給食費に関する支払督促の申立てに対して相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、相手方に対し、滞納学校給食費とその申立手続費用を合わせて支払えとの判決を求めて訴えの提起があったものとみなされるもの。

5 訴えの対象債権等

236,300円

（内訳 滞納学校給食費232,900円及びその申立手続費用3,400円）

6 事件に関する取扱い

本件については、訴え又は反訴を提起し、必要に応じ、控訴し、上訴し、和解し、反訴につき応訴し、又は訴えを取り下げ、強制執行申請をし、訴訟費用の確定、決定、同支払命令の申立てその他の必要な措置を行うものとする。

なお、本件にかかる一切の訴訟行為を市長又は市長の委任する者に行わせる。

専決第8号

専 決 処 分 書

次のとおり学校給食費の支払いを求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年5月1日

瑞穂市長 堀 孝 正

1 事件番号及び事件

岐阜簡易裁判所 平成26年（ハ）第189号

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方



3 訴えの趣旨

相手方に対し、滞納学校給食費及びその申立手続費用の支払いを求め、訴えを提起するもの。

4 訴えの理由

市が実施した学校給食費に関する支払督促の申立てに対して相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、相手方に対し、滞納学校給食費とその申立手続費用を合わせて支払えとの判決を求めて訴えの提起があったものとみなされるもの。

5 訴えの対象債権等

90,295円

（内訳 滞納学校給食費87,895円及びその申立手続費用2,400円）

6 事件に関する取扱い

本件については、訴え又は反訴を提起し、必要に応じ、控訴し、上訴し、和解し、反訴につき応訴し、又は訴えを取り下げ、強制執行申請をし、訴訟費用の確定、決定、同支払命令の申立てその他の必要な措置を行うものとする。

なお、本件にかかる一切の訴訟行為を市長又は市長の委任する者に行わせる。



専決第9号

専 決 処 分 書

次のとおり学校給食費の支払いを求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年5月1日

瑞穂市長 堀 孝 正

1 事件番号及び事件

岐阜簡易裁判所 平成26年（ハ）第194号

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方



3 訴えの趣旨

相手方に対し、滞納学校給食費及びその申立手続費用の支払いを求め、訴えを提起するもの。

4 訴えの理由

市が実施した学校給食費に関する支払督促の申立てに対して相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、相手方に対し、滞納学校給食費とその申立手続費用を合わせて支払えとの判決を求めて訴えの提起があったものとみなされるもの。

5 訴えの対象債権等

105, 100円

（内訳 滞納学校給食費102, 200円及びその申立手続費用2, 900円）

6 事件に関する取扱い

本件については、訴え又は反訴を提起し、必要に応じ、控訴し、上訴し、和解し、反訴につき応訴し、又は訴えを取り下げ、強制執行申請をし、訴訟費用の確定、決定、同支払命令の申立てその他の必要な措置を行うものとする。

なお、本件にかかる一切の訴訟行為を市長又は市長の委任する者に行わせる。

専決第10号

専 決 処 分 書

次のとおり学校給食費の支払いを求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年5月1日

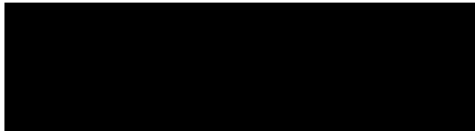
瑞穂市長 堀 孝 正

1 事件番号及び事件

岐阜簡易裁判所 平成26年（ハ）第197号

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方



3 訴えの趣旨

相手方に対し、滞納学校給食費及びその申立手続費用の支払いを求め、訴えを提起するもの。

4 訴えの理由

市が実施した学校給食費に関する支払督促の申立てに対して相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、相手方に対し、滞納学校給食費とその申立手続費用を合わせて支払えとの判決を求めて訴えの提起があったものとみなされるもの。

5 訴えの対象債権等

339,750円

（内訳 滞納学校給食費335,850円及びその申立手続費用3,900円）

6 事件に関する取扱い

本件については、訴え又は反訴を提起し、必要に応じ、控訴し、上訴し、和解し、反訴につき応訴し、又は訴えを取り下げ、強制執行申請をし、訴訟費用の確定、決定、同支払命令の申立てその他の必要な措置を行うものとする。

なお、本件にかかる一切の訴訟行為を市長又は市長の委任する者に行わせる。

報告第2号

専決処分の報告について（和解：学校給食費請求事件）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、瑞穂市教育委員会に報告する。

平成26年5月19日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

専決第11号

専 決 処 分 書

次のとおり学校給食費の支払いを求める訴訟における和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成26年5月1日

瑞穂市長 堀 孝 正

1 事件の表示及び事件名

岐阜簡易裁判所 平成26年（ハ）第172号  
学校給食費請求事件

2 口頭弁論期日

平成26年4月14日 午前10時30分

3 場所及び公開の有無

岐阜簡易裁判所法廷で公開

4 当事者の表示

岐阜県瑞穂市別府1288番地

原 告 瑞 穂 市

被 告

5 請求の趣旨

被告に対し、学校給食費債務26万2,100円を支払えとの支払い督促を求める。

6 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件学校給食費債務として26万2,100円の支払い義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員のうち2,100円を、本和解席上で支払い、原告はこれを受領した。
- (3) 被告は、原告に対し、第1号の金員から前号の金員を控除した残金26万円を次のとおり分割して、原告方に持参又は送金して支払う。

ア 平成26年6月15日限り4万円

イ 平成26年10月15日限り4万円

ウ 平成27年2月15日限り4万円

エ 平成27年6月15日限り4万円

オ 平成27年10月15日限り4万円

オ 平成28年2月15日限り4万円

カ 平成28年6月15日限り2万円

ただし、当該分割金の支払日が原告の休業日であるときは、翌営業日限りとし、振込手数料は、被告の負担とする。

7 原告は、その余の請求を放棄する。

8 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

9 訴訟費用は各自の負担とする。

## 議案第 23 号

瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について

瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により教育委員会の議決を求める。

平成 26 年 5 月 19 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

給食センター運営委員の任期が 1 年であることから、瑞穂市給食センター条例第 8 条の規定により、別紙の者を給食センター運営委員として委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるもの。



瑞穂市給食センター運営委員名簿

	氏 名	住 所	任期	備考(該当条項)
1	後藤 知利	穂積北中学校	H26.4.1~H27.3.31	第2号 小中学校長の代表 穂積北中学校校長
2	古川 文行	中小学校	H26.4.1~H27.3.31	第2号 小中学校長の代表 中小学校校長
3	吉田 志保子	ほづみ幼稚園	H26.4.1~H27.3.31	第3号 ほづみ幼稚園長
4	今木 啓一郎		H26.4.1~H27.3.31	第4号 小中学校保護者を代表する者
5	溝川 哲哉		H26.4.1~H27.3.31	第4号 小中学校保護者を代表する者
6	森 良香		H26.4.1~H27.3.31	第4号 小中学校保護者を代表する者
7	旭 伸子		H26.4.1~H27.3.31	第5号 幼稚園保護者を代表する者
8	浅野 稲子	本田第二保育所	H26.4.1~H27.3.31	第6号 意見を有する者
9	安藤 裕子		H26.4.1~H27.3.31	第6号 意見を有する者
10	間山 光	瑞穂市幼児支援課	H26.4.1~H27.3.31	第6号 意見を有する者
11	村岡 恵梨香	瑞穂市市民部健康推進課	H26.4.1~H27.3.31	第6号 意見を有する者
12	森 仁美	穂積中学校	H26.4.1~H27.3.31	第6号 意見を有する者
13	堀本 裕子	本田小学校	H26.4.1~H27.3.31	第6号 意見を有する者
14	上松 静嘉	南小学校	H26.4.1~H27.3.31	第6号 意見を有する者
15	中谷 友紀	穂積小学校	H26.4.1~H27.3.31	第6号 意見を有する者

議案第 24 号

瑞穂市学校評議員の委嘱について

瑞穂市学校評議員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 26 年 5 月 19 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市立小中学校管理規則第 38 条第 2 項及び瑞穂市学校評議員会運営要綱第 3 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求めるもの。

学校評議員名簿

	学校等	氏名	任期	備考(該当条項)
1	穂積小学校	棚瀬 和義	H26.4.1～H27.3.31	連合自治副会長 第3号 自治会長の代表
2		井口 宜子	H26.4.1～H27.3.31	民生・主任児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
3		廣瀬 守克	H26.4.1～H27.3.31	スポーツ少年団指導者 第4号 学識経験者
4		藤橋 克郎	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成推進委員 第4号 学識経験者
5		今木 啓一郎	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成推進委員 第4号 学識経験者
6		藤橋 直樹	H26.4.1～H27.3.31	市子ども会協議会長 第4号 学識経験者
7		大下 真直	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長 第1号 保護者の代表
8		林 美裕紀	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長 第1号 保護者の代表
9		金谷 あずさ	H26.4.1～H27.3.31	PTA総務委員長 第1号 保護者の代表
10	本田小学校	吉村 則雄	H26.4.1～H27.3.31	本田コミセン所長 第4号 学識経験者
11		梅田 裕治	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長 第1号 保護者の代表
12		管野 美智子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
13		関谷 充	H26.4.1～H27.3.31	民生児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
14		矢井 孝明	H26.4.1～H27.3.31	いきいき活動会長 第4号 学識経験者
15		太田 定敏	H26.4.1～H27.3.31	自治会長 第3号 自治会長の代表
16		田村 和彦	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成推進委員 第4号 学識経験者
17		東海 龍明	H26.4.1～H27.3.31	誠心寮寮長 第1号 保護者の代表
18		牛牧小学校	馬淵 好春	H26.4.1～H27.3.31
19	森 治久		H26.4.1～H27.3.31	有識者 第4号 学識経験者
20	江間 安男		H26.4.1～H27.3.31	自治会長 第3号 自治会長の代表
21	福本 勝代		H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
22	森 稀一		H26.4.1～H27.3.31	学識経験者 第4号 学識経験者
23	鹿野 時男		H26.4.1～H27.3.31	学識経験者 第4号 学識経験者
24	土屋 博道		H26.4.1～H27.3.31	学識経験者・青少年推進委員 第4号 学識経験者
25	溝川 哲哉		H26.4.1～H27.3.31	PTA会長 第1号 保護者の代表
26	里見 美香		H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長 第1号 保護者の代表
27	生津小学校	関谷 和	H26.4.1～H27.3.31	自治会長代表 第3号 自治会長の代表
28		長屋 正治	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成推進委員 第4号 学識経験者
29		所 史隆	H26.4.1～H27.3.31	民生児童委員代表 第2号 民生・児童委員の代表
30		大野 雅徳	H26.4.1～H27.3.31	生津小PTA会長 第1号 保護者の代表
31		役 康子	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者 第4号 学識経験者
32		藤橋 禮治	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者 第4号 学識経験者

学校評議員名簿

	学校等	氏名	任期	備考(該当条項)
33	南小学校	加藤 悟	H26.4.1～H27.3.31	自治会長代表 第3号 自治会長の代表
34		廣瀬 周平	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長 第1号 保護者の代表
35		加藤 藤子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
35		鹿野 よし子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
36		馬淵 郁子	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者 第4号 学識経験者
37		加藤 恵真	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者 第4号 学識経験者
38		中小学校	眞鍋 敏克	H26.4.1～H27.3.31
39	服部 純		H26.4.1～H27.3.31	PTA代表(会長) 第1号 保護者の代表
40	名和 秀彦		H26.4.1～H27.3.31	学識経験者 第4号 学識経験者
41	星岡 葉子		H26.4.1～H27.3.31	民生・児童委員代表(美江寺) 第2号 民生・児童委員の代表
42	若原 達夫		H26.4.1～H27.3.31	青少年育成代表 第4号 学識経験者
43	新井 理香		H26.4.1～H27.3.31	子ども会代表 第4号 学識経験者
44	西小学校		岡田 保彦	H26.4.1～H27.3.31
45		伊藤 直美	H26.4.1～H27.3.31	子ども会育成会の代表 第4号 学識経験者
46		脇若 壽三男	H26.4.1～H27.3.31	自治会長の代表 第3号 自治会長の代表
47		矢野 敏雄	H26.4.1～H27.3.31	老人クラブの代表 第4号 学識経験者
48		鹿野 よし子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
49		大内 康博	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者 第4号 学識経験者
50		穂積中学校	今木 啓一郎	H26.4.1～H27.3.31
51	久保 和英		H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長(保護者の代表) 第1号 保護者の代表
52	加木屋 加緒里		H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長(保護者の代表) 第1号 保護者の代表
53	永田 枝里		H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長(保護者の代表) 第1号 保護者の代表
54	松野 守男		H26.4.1～H27.3.31	前PTA会長(保護者の代表) 第1号 保護者の代表
55	井村 晃		H26.4.1～H27.3.31	つどいの泉館長(学識経験者) 第4号 学識経験者
56	井深 吉男		H26.4.1～H27.3.31	元穂積中学校長(学識経験者) 第4号 学識経験者
57	加藤 裕貞		H26.4.1～H27.3.31	自治会長の代表 第3号 自治会長の代表
58	馬淵 好春		H26.4.1～H27.3.31	自治会長の代表 第3号 自治会長の代表
59	井口 宜子		H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員の代表 第2号 民生・児童委員の代表
60	福本 勝代		H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員の代表 第2号 民生・児童委員の代表

学校評議員名簿

	学校等	氏名	任期	備考(該当条項)
61	穂積北中学校	高橋 孝治	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長 第1号 保護者の代表
62		後藤 美希	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長 第1号 保護者の代表
63		加藤 百合子	H26.4.1～H27.3.31	民生委員(本田) 第2号 民生・児童委員の代表
64		見吉 時夫	H26.4.1～H27.3.31	民生委員(生津) 第2号 民生・児童委員の代表
65		菅野 美智子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
66		太田 定敏	H26.4.1～H27.3.31	自治会長(本田) 第3号 自治会長の代表
67		関谷 和	H26.4.1～H27.3.31	自治会長(生津) 第3号 自治会長の代表
68		清水 毅	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者 第4号 学識経験者
69		庄田 昭人	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者 第4号 学識経験者
70	巢南中学校	市橋 靖二	H26.4.1～H27.3.31	民生児童委員長 第2号 民生・児童委員の代表
71		馬淵 俊紀	H26.4.1～H27.3.31	自治会連合会代表(南地区) 第3号 自治会長の代表
72		日高 清	H26.4.1～H27.3.31	巢南中学校同窓会長 第4号 学識経験者
73		矢野 敏雄	H26.4.1～H27.3.31	市老人会連合会会長 第4号 学識経験者
74		吉田 敏之	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成推進員代表 第4号 学識経験者
75		横山 準一	H26.4.1～H27.3.31	巢南中学校前教頭 第4号 学識経験者
76		林 孝美	H26.4.1～H27.3.31	巢南中学校PTA会長 第1号 保護者の代表
77		曾我 友紀恵	H26.4.1～H27.3.31	巢南中学校PTA副会長 第1号 保護者の代表
78	ほづみ幼稚園	菅野 美智子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
79		井口 宜子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
80		福本 勝代	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員 第2号 民生・児童委員の代表
81		井深 吉男	H26.4.1～H27.3.31	元ほづみ幼稚園 園長 第4号 学識経験者
82		旭 伸子	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長 第1号 保護者の代表
83		吉川 千春	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長 第1号 保護者の代表
84		高井 真委子	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長 第1号 保護者の代表
85		曾我部 悦子	H26.4.1～H27.3.31	PTA書記 第1号 保護者の代表
86		廣瀬 美保	H26.4.1～H27.3.31	PTA書記 第1号 保護者の代表
87		棚橋 禎子	H26.4.1～H27.3.31	PTA会計 第1号 保護者の代表
88		篠田 真紀子	H26.4.1～H27.3.31	PTA会計 第1号 保護者の代表

議案第 25 号

瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 26 年 5 月 19 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市教育支援センター条例第 5 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

瑞穂市教育支援センター運営委員名簿

	氏 名	住 所	任期	備考(該当条項)
1	小中学校長会長 後藤 知利	穂積北中学校	H26.4.1～H27.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
2	小中学校長会副会長 高田 かがり	穂積小学校	H26.4.1～H27.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
3	学校教育会長 三田村 康宏	南小学校	H26.4.1～H27.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
4	ほづみ幼稚園長 吉田 志保子	ほづみ幼稚園	H26.4.1～H27.3.31	第2号 瑞穂市立ほづみ幼稚園長
5	瑞穂市PTA連合会長 今木 啓一郎		H26.4.1～H27.3.31	第3号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者
6	幼稚園PTA会長 旭 伸子		H26.4.1～H27.3.31	第4号 瑞穂市立ほづみ幼稚園の保護者を代表する者
7	前総合初等教育研究所顧問 奥村 怜		H26.4.1～H27.3.31	第2号 識見を有する者
8	元 生津小学校 校長 大沼 智幸		H26.4.1～H27.3.31	第2号 識見を有する者
9	岐阜大学教育学部 名誉教授 岩田 恵司		H26.4.1～H27.3.31	第2号 識見を有する者
10	岐阜大学大学院 特任教授 後藤 信義		H26.4.1～H27.3.31	第2号 識見を有する者
11	学校教育会 副会長 坪内 公喜	南小学校	H26.4.1～H27.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
12	学校教育会 庶務 堀 貴嗣	穂積小学校	H26.4.1～H27.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
13	研究推進委員 小学校代表 園部 喬	穂積小学校	H26.4.1～H27.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
14	研究推進委員 中学校代表 吉村 賢治	巢南中学校	H26.4.1～H27.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者

意見聴取

平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について

平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年5月19日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信



平成26年度

教育委員会事務局  
6月補正予算概要

【教育委員会用】

平成26年5月

1.歳出概要	-----	1P
2.歳入概要	-----	1P
3.補正予算総括表（1号）	-----	2P
4.一般会計 歳入歳出款別補正予算（1号）	-----	2P

瑞穂市

- 【教育総務課】
- 【学校教育課】
- 【幼児支援課】
- 【生涯学習課】

# 平成26年度 教育委員会事務局補正予算（1号）の概要

## 【教育委員会事務局分】

### 補正予算の主な概要

- ・待機児童対策（受入れ）による臨時保育士、調理員賃金及び本田第2保育所施設改修

### 1.歳出概要

<b>民生費</b>	補正前の額 0千円	<b>補正額 21,952千円</b>	計 21,952千円
------------	-----------	---------------------	------------

単位：千円

	補正前の額	補正額	計
○待機児童解消対策事業	0	21,952	21,952
賃金(保育士等)	11,930	臨時保育士 10名(内4名 短時間) 調理員2名(別保1名・本21名) ※ 9月から(予定)	
備 品	542	本2：テーブル(4)、ロッカー(1)、ボックス(1)、哺乳ビン保管庫(1)、バスノーバング(1)	
	680	別保：スタックテーブル(4)、椅子(15)、ロッカー(3)、ワゴン(1)	
工 事	8,800	本2 乳児室改修工事	

<b>教育費</b>	補正前の額 60,298千円	<b>補正額 12,256千円</b>	計 72,554千円
------------	----------------	---------------------	------------

単位：千円

	補正前の額	補正額	計
○教育支援センター施設管理費	1,634	1,124	2,758
工 事	1,124	職員室エアコン取替工事	
○楽南公民館管理費	25,284	3,132	28,416
工 事	3,132	パッケージ型消火設備設置工事(7箇所)	
○体育施設管理費	33,380	8,000	41,380
工 事	8,000	穂積グラウンド防球ネット改修工事	

### 2.歳入概要

<b>分担金及び負担金</b>	補正前の額 222,773千円	<b>補正額 2,340千円</b>	計 225,113千円
-----------------	-----------------	--------------------	-------------

	補正前の額	補正額	計
児童福祉費負担金	222,773	2,340	225,113
○ 保育所保育料	2,340	334,300千円×7月	

### 3.補正予算総括表（1号）

単位：千円

会計区分	歳入			歳出			備考
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計	
一般会計全体	15,060,031	80,325	15,140,356	15,060,031	80,325	15,140,356	
（教育委員会事務局分）	(498,335)	(2,340)	(500,675)	(2,995,681)	(34,208)	(3,029,889)	

### 4.一般会計 歳入歳出款別補正予算（1号）

単位：千円

歳入				歳出			
区分	補正前の額	補正額	計	区分	補正前の額	補正額	計
市税	6,550,967	60,000	6,610,967	議会費	152,664	0	152,664
地方譲与税	185,000	0	185,000	総務費 (教育委員会事務局分)	1,664,338 (6)	12,263 (0)	1,676,601 (6)
利子割交付金	20,000	0	20,000	民生費 (教育委員会事務局分)	5,753,021 (1,258,404)	37,397 (21,952)	5,790,418 (1,280,356)
配当割交付金	25,000	0	25,000	衛生費	1,457,854	1,515	1,459,369
株式等譲渡所得割交付金	3,000	0	3,000	労働費	5,084	0	5,084
地方消費税交付金	560,000	0	560,000	農林水産業費	106,836	1,400	108,236
自動車取得税交付金	30,000	0	30,000	商工費	57,195	0	57,195
地方特例交付金	42,000	0	42,000	土木費	1,610,529	0	1,610,529
地方交付税	2,200,001	0	2,200,001	消防費	1,179,083	15,494	1,194,577
交通安全対策特別交付金	9,000	0	9,000	教育費 (教育委員会事務局分)	1,737,271	12,256	1,749,527
分担金及び負担金 (教育委員会事務局分)	231,146 (222,773)	2,340 (2,340)	233,486 (225,113)	公債費	1,316,156	0	1,316,156
使用料及び手数料 (教育委員会事務局分)	292,305 (75,688)	0 (0)	292,305 (75,688)	予備費	20,000	0	20,000
国庫支出金 (教育委員会事務局分)	1,760,859 (121,127)	14,845 (0)	1,775,704 (121,127)				
県支出金 (教育委員会事務局分)	922,901 (65,010)	7,282 (0)	930,183 (65,010)				
財産収入	7,095	0	7,095				
寄附金	306	0	306				
繰入金	347,114 (4,002)	▲ 6,000 (0)	341,114 (4,002)				
繰越金	250,000	0	250,000				
諸収入 (教育委員会事務局分)	562,337 (9,735)	1,858 (0)	564,195 (9,735)				
市債	1,061,000	0	1,061,000				
合計 (教育委員会事務局分)	15,060,031 (498,335)	80,325 (2,340)	15,140,356 (500,675)	合計 (教育委員会事務局分)	15,060,031 (2,995,681)	80,325 (34,208)	15,140,356 (3,029,889)

## 意見聴取

瑞穂市文化協会補助金交付要綱の制定について

瑞穂市文化協会補助金交付要綱案を別紙のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162条）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年5月19日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

## 提案理由

瑞穂市文化協会へ補助金の交付をするにあたり、補助事業を明確化するため、市告示を制定するもの。

## 瑞穂市文化協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市教育振興補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号。以下「要綱」という。）別表に規定する文化協会補助（以下「補助金」という。）について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金に係る要綱別表に規定する文化団体の芸術文化活動の啓発・育成及び地域の芸術文化向上のために実施する事業（以下「補助事業」という。）とは、次に掲げる事業とする。

- (1) 文化芸術活動の啓発、育成に関する事業
- (2) 地域の文化芸術の向上を図るための事業
- (3) 市や公益団体の行う文化活動に関わる事業
- (4) 各種文化団体活動への助成及び青少年育成事業
- (5) 瑞穂市文化協会（以下「協会」という。）を運営する事業
- (6) その他市長が文化振興に必要と認めた事業

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは補助事業の対象としない。

- (1) 営利を目的とし、公益性を欠くもの
- (2) 事業の効果が特定の者のみに帰属するもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化若しくは育成することを目的とするもの
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(補助対象経費)

第3条 前条第1項で規定する補助事業において、要綱別表で規定する補助対象経費は、市長が必要であると認めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 食事代、弁当代、懇親会費その他の飲食費（会議等の湯茶、講師弁当は除く）
- (2) 交際費及び慶弔費
- (3) 慰労的な目的で行われる研修費
- (4) 協会が支払った事を明確にすることの出来ない経費
- (5) 補助事業に直接関係のない経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が社会通念上適切でないと認めた経費  
（交付申請の添付書類）

第4条 要綱第3条に規定する所定の添付書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類  
（交付に係る条件）

第5条 瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号。以下「規則」という。）第6条に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の決定を行う際に、必要な条件を付することができる。

2 前項により必要な条件を付した場合において、市長は当該条件を協会へ通知するものとする。

3 前項の通知は、規則第7条の規定を準用する。

（補助金の清算）

第6条 市長は、要綱第5条の規定により提出された補助事業実施報告書を審査し、協会に補助事業への補助金の額を超える補助金が既に交付されている場合は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。  
(適用区分)

2 この告示は、平成26年度に係る補助金の申請、交付その他の手続から適用し、平成25年度以前に手続を行った補助金の取扱いは、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の報告について（訴えの提起：学校給食費請求事件）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙  
のとおり専決処分したので、瑞穂市教育委員会に報告する。

平成26年5月19日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信



専決第12号

専 決 処 分 書

次のとおり学校給食費の支払いを求める訴訟における和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成26年5月16日

瑞穂市長 堀 孝 正

1 事件の表示及び事件名

岐阜簡易裁判所 平成26年（ハ）第189号

学校給食費請求事件

2 口頭弁論期日

平成26年4月16日 午前10時30分

3 場所及び公開の有無

岐阜簡易裁判所法廷で公開

4 当事者の表示

岐阜県瑞穂市別府1288番地

原 告 瑞 穂 市

被 告

5 請求の趣旨

被告に対し、学校給食費債務8万7,895円を支払えとの支払い督促を求める。

6 和解条項

1 被告は、原告に対し、次の金員の支払義務があることを認める。

(1) 本件学校給食費債務残元金	8万7,895円
(2) 本件支払督促申立手続費用	2,400円
合計	9万0,295円

2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成26年6月25日限り、原告方へ持参又は送金して支払う。

- 3 被告が支払いを怠ったときは、被告は、原告に対し、本和解条項第1項の合計額から既支払金を控除した残額及び本和解条項第1項(1)の残元金に対する平成26年6月26日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 本和解条項第1項(2)を除く訴訟費用は、各自の負担とする。